

# 木更津市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業認可等要綱

平成27年告示第262号

木更津市長 渡辺 芳 邦

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15第2項の規定により家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)又は乳児等通園支援事業の認可(以下「認可」という。)及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第43条第1項及び第54条の2第2項の規定により確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。)、木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月27日条例第18号。以下「家庭的保育条例」という。)及び木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年12月19日条例37号。以下「乳児等通園支援条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行規則、家庭的保育条例及び乳児等通園支援条例の用語の例による。

(建物の構造)

第3条 家庭的保育条例第5条第6項の基準を満たす小規模保育事業所及び事業所内保育事業所又は乳児等通園支援条例第6条第6項の基準を満たす乳児等通園支援事業所を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、又は受ける見込みのもの。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、又はできる見込みのもの。

(2) 建築基準法第20条の基準を満たし、耐震上の問題がないこと(昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの)。

2 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び屋内遊戯場の面積は、有効面積で算出するものとする。この場合における有効面積は、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物を除いたものを

いう。

- (1) 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- (2) ピアノ
- (3) 手洗い器

(家庭的保育条例第23条第2項に規定する市長が定める者)

第4条 家庭的保育条例第23条第2項に規定する市長が認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 看護師の免許を有する者
- (2) 幼稚園教諭の免許を有する者

2 職員配置等については、家庭的保育条例及びその他関係法令の定めによるものとする。ただし、家庭的保育者は、家庭的保育補助者を雇用し、児童の人数に関わらず複数で保育を行わなければならないものとする。

3 家庭的保育者は、保育を行っている乳幼児の保育に専念するものとする。

4 保育従事者の数は、年齢別児童数を年齢別保育従事者配置基準数で除し、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(社会福祉法人等の者による認可の審査基準)

第5条 社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者に対する法第34条の15第3項の規定による審査は、次に掲げる基準により審査する。

(1) 法第34条の15第3項第1号に定める当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があることは、次のア及びイのいずれも満たすものであること。

ア 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の年間事業費の6分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

イ 直近会計年度において、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を営む事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(2) 法第34条の15第3項第2号に規定する当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。第35条第5項第2号において同じ。)とする。)が社会的信望を有することは、これまでの社会福祉事業への関与等の実績、ボランティア活動の経験、地域住民からの信頼、過去の賞罰、暴力団との関係の有無、税金の滞納の有無、過去に死亡事故やそれに準ずる重大事故を起こしているか等の諸般の状況を総合的に勘案するものとする。

(3) 法第34条の15第3項第3号に規定する実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有することは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

2 不動産の貸与を受けて家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を運営する場合は、事業等を経営する者が安定的かつ継続的に行われるために、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(2) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(3) 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(4) 安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が賃貸契約書において10年以上、又はそれと同等と認められること。

(事業所内保育事業において保育の実施を業務委託する場合の特則)

第6条 事業所内保育事業を実施しようとする者が、保育の実施を別事業者に業務委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受託者は、法、施行規則、家庭的保育条例及び本要綱で定める基準を満たす必要があること。

(2) 保育の実施に関して本市から勧告及び改善命令があった場合は、委託者の責任において、受託者に対応させること。

(3) 認可を受けて事業を開始した後、受託者を変更しようとする場合は、事前に本市と協議すること。

(事前協議)

第7条 市以外の者が新たに家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を実施しようとするときは、その計画の段階で、市長と事前協議を行わなければならない。

2 前項の事前協議は、家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可等事前協議書(別記第1号様式)にその計画の内容を付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による事前協議があったときは、家庭的保育条例、乳児等通園支援条例その他関係法令に基づき、事前協議にかかる計画の内容について、次に掲げる事項を審査し、その結果を事前協議した者に通知するものとする。

(1) 数量的、地域的な必要性

(2) 家庭的保育条例、乳児等通園支援条例その他関係法令等との適合性

(3) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者の資質及び経済的基礎等の基本的要件

(4) 運営内容

(5) その他必要と認める事項

(承認された計画の着手等)

第8条 前条第3項の規定による審査の結果、その計画の内容について承認を受けた者は、事前協議の内容その他市長が必要と認めた事項を遵守して、速やかに計画に着手するものとし、やむを得ない理由により、計画の内容に変更が生じるときは、その変更の可否等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(認可の申請)

第9条 法第34条の15第2項の認可を受けようとする者は、第7条から第8条の手続き等を経て、家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書(別記第2号様式)に施行規則第36条の36第1項各号及び第2項各号に掲げる書類その他必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(認可等)

第10条 市長は、前条の規定による認可の申請があったときは、法第34条の15第3項の規定により内容を審査し、認可の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を認可しようとするときは、あらかじめ附属機関設置条例(昭和34年9月28日条例第28号)に基づき設置された木更津市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を認可すると決定したときは、家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を認可しないと決定したときは、家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可不承認通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(内容変更手続)

第11条 前条の認可を受けた者は、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業について次

に掲げる事項を変更しようとするときは、その計画の段階で、改めて市長と協議しなければならない。この場合において、再度行う協議については、第7条の規定を準用する。

- (1) 名称、種類及び位置
- (2) 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面
- (3) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (4) 経営の責任者及び施設長
- (5) 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

2 前条の認可を受けた者は、第9条から第10条の規定に準じた手続き等を経て、前項第1号又は第5号に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から起算して1月以内に、また、第2号から第4号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可事項変更届(別記第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(廃止又は休止の手続き)

第12条 第10条の認可を受けた者は、認可を受けた家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該事業の公共性から保育事業に多大な影響を及ぼすため、相当期間の余裕をもって廃止又は休止について市長と協議し、原則として当該事業を廃止又は休止しようとする日の3月前までに家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止(休止)承認申請書(別記第6号様式)に次条第1項の審査に必要な書類を添えて申請しなければならない。

(廃止又は休止の要件)

第13条 市長は、前条の規定による廃止の承認の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

- (1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに保育を必要とする児童の数から、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。
- (2) 現に保育を受けている児童に係る措置が適切であり、継続して保育が提供されるよう他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うなど、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 財産処分の方法が適切で、かつ、当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とす

る場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。

(4) 廃止しようとする家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う施設の整備等に国庫がなされた場合にあつてはあらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。

(5) 廃止しようとする家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業にかかる者の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。

(6) 廃止について社会福祉法人の理事会の議決その他法人の定款等に定める所定の手続きを経ていること。

(7) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可を受けた者が社会福祉法人である場合は、定款の変更又は法人の解散等について所轄庁の認可又は認定を得られる見込みがあること。

(8) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可を受けた者が、社会福祉法人以外の者である場合は、廃止に伴い必要となる手続きについて所轄庁等の承認を得られる見込みがあること。

(9) その他当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条の規定による休止の承認の申請があつたときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

(1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。

(2) 現に保育を受けている児童に係る措置が適切であり、継続して保育が提供されるよう他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うなど、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) 休止について社会福祉法人の理事会の議決その他定款等に定める所定の手続きを経ていること。

(4) 休止に伴い必要となる手続きについて所轄庁等の承認を得られる見込みがあること。

(5) その他当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

(廃止又は休止の承認)

第14条 市長は、第12条の規定による家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の廃止又は休止の申請があつたときは、前条の規定により審査し、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事

業の廃止又は休止を承認する場合は、家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止(休止)承認通知書(別記第7号様式)により、承認しない場合は、家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止(休止)不承認通知書(別記第8号様式)により、廃止又は休止の申請をした者に通知するものとする。

(改善命令等)

第15条 市長は、認可を受けた家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備又は運営が関係法令等の基準に達しない場合には、法第34条の17第3項の規定により、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可を受けた者に対して期限を定めて必要な改善を勧告するものとする。さらにこの者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、期限を定めて必要な改善を命ずることができる。

(事業の制限又は停止命令)

第16条 市長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可を受けた者が前条に規定する命令に従わないときは、法第34条の17第4項の規定により、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(認可の取消し)

第17条 市長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可を受けた者が前条の規定により事業の制限又は停止命令に従わず、他の方法により運営の適正を期しがたいと認められるときは、法第58条第2項の規定に基づき認可の取消しを行うことができる。

(確認等の手続)

第18条 子ども・子育て支援法第43条第1項及び第54条の2第2項の規定による確認、確認内容の変更、又は、確認の辞退に関する手続は、認可等の手続と併せて行うものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年12月8日告示第310号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月17日告示第177号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年5月17日告示第177号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和7年12月24日告示第387号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和7年12月24日告示第387号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和8年2月13日告示第43号)

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第7条第2項）

年 月 日

木更津市長 様

（申請者）

所在地

氏名

印

家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可等事前協議書

下記のとおり家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の（認可・内容変更）を受けるための整備を実施したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1 事業の種類

家庭的保育事業

小規模保育事業（A型 B型 C型）

居宅訪問型保育事業

事業所内保育事業（保育所型 小規模型）

乳児等通園支援事業（一般型（在園児合同実施 独立専用室実施）余裕活用型）

2 事業所の名称（仮称）

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 添付書類

(1) 事業計画書及び開設資金計画書

(2) 施設平面図

(3) 理事・役員等氏名一覧表

(4) その他必要書類

第2号様式（第9条）

年 月 日

木更津市長 様

（申請者）

所在地

氏 名

印

家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書

下記のとおり家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を設置運営したいので、児童福祉法第34条の15第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたって、児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

1 事業の種類

家庭的保育事業

小規模保育事業（A型 B型 C型）

居宅訪問型保育事業

事業所内保育事業（保育所型 小規模型）

乳児等通園支援事業（一般型（在園児合同実施 独立専用室実施）余裕  
用型）

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 事業開始予定年月日

第3号様式（第10条第3項）

年 月 日

様

木更津市長

家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業について、児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可しましたので通知します。

記

1 事業の種類

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 定員

年 月 日

様

木更津市長

家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記事業については、下記により認可しないこととしましたので通知します。

記

1 申請内容

(1) 事業の種類

(2) 事業所の名称

2 理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第11条第2項）

年 月 日

木更津市長 様

（申請者）

所在地

氏 名

印

家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可事項変更届

児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けた下記事業の認可事項について、変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業の種類

家庭的保育事業

小規模保育事業 （A型 B型 C型）

居宅訪問型保育事業

事業所内保育事業 （保育所型 小規模型）

乳児等通園支援事業（一般型（在園児合同実施 独立専用室実施）余裕活用型）

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 変更事項

第6号様式（第12条）

年 月 日

木更津市長 様

（申請者）

所 在 地

氏 名

印

家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書

下記事業を休止（廃止）したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類

家庭的保育事業

小規模保育事業 （A型 B型 C型）

居宅訪問型保育事業

事業所内保育事業 （保育所型 小規模型）

乳児等通園支援事業（一般型（在園児合同実施 独立専用室実施）余裕活用型）

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 休止予定期間又は廃止期日

年 月 日から 年 月 日まで

（廃止期日 年 月 日）

年 月 日

様

木更津市長

家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記事業の休止（廃止）について承認しましたので通知します。

記

1 事業の種類

- 家庭的保育事業
- 小規模保育事業 （A型      B型      C型）
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業 （保育所型                  小規模型）
- 乳児等通園支援事業（一般型（在園児合同実施   独立専用室実施） 余裕活用型

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 休止予定期間又は廃止期日

年 月 日から 年 月 日まで

（廃止期日 年 月 日）

様

木更津市長

家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記事業の休止（廃止）については、下記により不承認としましたので通知します。

記

1 事業内容

(1) 事業の種類

(2) 事業所の名称

2 理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。